

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和二年十一月十七日から令和三年三月十七日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

令和二年十一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ケーズデンキ橿原北店
所在地 橿原市小槻町五一五

二 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面3―1（変更前）のとおり
収容台数 一五台

（変更後）位置 届出書添付図面3―2（変更後）のとおり
収容台数 一五台

2 荷さばき施設の位置及び容量

（変更前）位置 届出書添付図面3―1（変更前）のとおり
面積 一四二・六平方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面3―2（変更後）のとおり
面積 一五〇・〇平方メートル

3 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 届出書添付図面3―1（変更前）のとおり
容量 三〇・〇〇立方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面3―2（変更後）のとおり
容量 九六・九五立方メートル

三 変更する年月日

令和二年十一月二十日

四 届出年月日

令和二年十月二十六日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和二年十一月十七日から令和三年三月十七日まで。ただし、奈良県の休日を含める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで